

農業農村整備事業監督支援業務特記仕様書

(適用範囲)

第1条 経営体育成基盤整備事業小猪岡地区第46号監督支援業務委託の施行に当たっては、農業農村整備事業監督支援業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書による。

2 農業農村整備事業監督支援業務共通仕様書は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008892.html>

(業務場所)

第2条 この業務の対象となる場所は、一関市巖美町地内で、別添位置図に示すとおりである。

(管理技術者)

第3条 管理技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 1級土木施工管理技士
 - (2) 2級土木施工管理技士で資格取得後4年以上の実務経験を有する者
 - (3) 1級建設機械施工技士
 - (4) 2級建設機械施工技士で資格取得後4年以上の実務経験を有する者
 - (5) 技術士・総合技術監理部門（農業－農業土木）
 - (6) 技術士・農業部門（農業土木）
 - (7) 大学卒業後5年（短大・高等専門学校卒業後8年、高等学校・専修学校卒業後11年）以上の実務経験を有する者
- 2 前項第2号、第4号及び第7号の実務経験とは、農業農村整備事業に関する工事（土地改良施設の維持補修工事を含む）の監督業務又は監督支援業務（補助監督業務の指導監理業務を含む）を行った経験をいう。

(現場技術員)

第4条 現場技術員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 2級土木施工管理技士
- (2) 2級建設機械施工技士
- (3) 大学卒業後2年（短大・高等専門学校卒業後4年、高等学校・専修学校卒業後6年）以上の農業農村整備事業に関する工事（土地改良施設の維持補修工事を含む）の監督業務又は監督支援業務（補助監督業務の指導監理業務を含む）を行った経験を有する者

(現場補助員)

第5条 受注者は、業務における現場補助員を定め、その氏名その他必要事項を発注者に通知しなければならない。

- 2 現場補助員は、営農に関する技術と知識及び経営体育成基盤整備事業小猪岡地区の地域の特性や個々の受益者の事情に精通し、地元調整能力を有している者でなければならない。

(貸与資料)

第6条 貸与資料は次のとおりである。

| 資料名 | 備考 |
|-------------------------------------|---------|
| 経営体育成基盤整備事業小猪岡地区第13号工事の契約図書及び積算参考資料 | 工事図面を含む |

2 上記以外に必要な資料がある場合は、適宜その資料を貸与することができるものとする。

(対象工事の概要)

第7条 この業務の対象とする工事の概要は、次のとおりである。

| 工事名 | 工事場所 | 工期 | 工事内容 |
|----------------------------|--------------|-----------------------------|------------|
| 経営体育成基盤整備事業 小猪岡地区第13号工事 | 一関市巖美町 地内 | 令和7年3月31日 ～ 令和8年3月21日 | 整地工 8.99ha |

(業務内容等)

第8条 管理技術者は、契約書第11条第2項に定める業務の運営を行うものとし、監督職員との業務打合せの回数及び時期については次のとおりとする。

- (1) 第1回打合せ 着手前
- (2) 第2回打合せ 中間打合せ
- (3) 第3回打合せ 成果品納入前

なお、業務を進めるうえで特に打合せをする必要が生じた場合は、その都度実施するものとする。

2 現場技術員及び現場補助員の業務内容は、次のとおりとする。なお、業務内容の詳細については、監督職員との打合せや指示等によるものとする。

- (1) 出来形管理及び品質管理の確認
 - ア 工事の設計図書に示す適正な出来形及び品質を確保するための検測
 - イ 工事の受注者が行う出来形及び品質管理への立会、確認
- (2) 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成
 - ア 工事の設計図書と工事現場の状態が一致しない場合などの工事の監督職員への報告
 - イ アの報告のために必要となる現場の調査及び資料の作成
- (3) 工事施工に関する立会、観察、測定
 - ア 工事完成後に不可視となる部分の立会、観察、測定
 - イ 宅地周り等の工事区域界の立会、確認、調整
 - ウ 工事に支障となる物件等の立会、確認
 - エ 工事現場に納入された使用材料の品名、寸法及び数量等の立会、確認
 - オ 工事現場発生品の品名、寸法及び数量等の立会、確認
 - カ 建設副産物の品名、数量及び処理状況の立会、確認
- (4) 工事施工に伴う地元要望等の調査及び調整
- (5) その他
 - ア 工事の監督職員と工事受注者及び地元関係者との連絡
 - イ 地元工事施工委員会等への出席

3 業務に従事する管理技術者等の人数は、次のとおりとする。

| 技術者等 | 配置人数 | 延べ従事人数 | 備考 |
|-------|------|--------|----|
| 管理技術者 | 1人 | 0.8人 | |
| 現場技術員 | 1人 | 2.3人 | |
| 現場補助員 | 1人 | 25.3人 | |

(成果物)

第9条 成果物の提出は、次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-1条から第2-9条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) 監督支援業務日報 1式
- (4) 監督支援業務月報 1式
- (5) その他必要な資料 1式

(契約変更)

第10条 委託契約書第15条に規定する業務内容の変更は、次のとおりとする。

- (1) 業務の対象とする工事の設計変更等に伴い、現場技術員又は現場補助員の従事人数に変更が生じた場合
- (2) 現場技術員又は現場補助員の従事人数の実績が、設計図書に掲げる従事人数（前号の規定に基づく変更後の従事人数を含む。）を下回る場合
- (3) 業務の対象とする工事の工期変更等に伴い、履行期間の変更が生じた場合
- (4) その他業務費の変更が必要な場合

(定めなき事項)

第11条 この特記仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。